

○宮古島市総合教育会議傍聴規程

平成27年 5 月26日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮古島市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所氏名等を会議傍聴受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒に酔っていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 市長は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

第7条 傍聴人は、この規程に規定するほか、市長の指示に従わなければならない

ない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

